

## 審査実施要領

### 1. 審査方法

①参加申込者の「2.失格事項等」に該当の有無について、本村に設置する審査委員会（以下、「審査会」という。）において提出書類等の確認を行い、該当しない場合は、その者を書類審査へ進む提案者とする。なお、「失格条件等」に該当した者に対しては、その旨を電子メールにて速やかに通知するものとする。

②提案者の評価及び提案書等の審査については、審査会が提案者からの提案説明（プレゼンテーション）を実施した上で、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

③選定結果は、決定後速やかにすべての提案者に通知する。

#### (1) 優先交渉権者

参加申込者が1者の場合であっても審査会を開催し、評価基準を満たしていれば、優先交渉権者として決定する。

### 2.失格事項

本プロポーザルの参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査会において審査の上、当該参加者の提案を失格とする。

①企画提案書等の提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

②企画提案書等の提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

③企画提案書等の提出書類に重大な虚偽の内容が記載されている場合

④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合

⑤本要領に定められた以外の手法により、本村職員に評価項目等、内部情報提供の援助を求めたとき

⑥本要領に違反又は逸脱した場合

⑦提案説明（プレゼンテーション）に正当な理由なしに参加しなかった場合

選考は、まず提出書類の確認を行い、その結果をもってプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者とする。

### 3.プレゼンテーションの実施

(1)日時：令和8年7月29日(水曜日)予定（別途連絡）

(2)場所：山添村役場（別途連絡）

### 【別紙3】審査実施要領

(3)出席者：1提案者3名以内（プロジェクトリーダー、メインディレクターは必ず出席すること）

(4)実施時間：1提案者45分以内（プレゼンテーション30分、質疑応答15分）

(5)プレゼンテーションの内容

- ・ 提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージなどについて説明すること。企画提案書と異なる内容の説明は認めない。
- ・ 実際に構築を担当するメインディレクターが説明を行うこと。
- ・ CMSの特徴的な機能について、デモンストレーションを行うこと。特に、以下の項目について必ず説明すること。
  - テンプレートを利用したページ作成の基本的な操作方法
  - その他、特にアピールしたい独自機能の操作方法とアピールポイント

(6)プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順とする。

(7)その他

プロジェクター、スクリーンは村で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。